



県章



平成26年
2月4日(火)
号外(第2号)

目次

ページ

告示

○解除予定保安林(森林保全課)

2

■ 告 示

◎群馬県告示第26号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成26年2月4日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 解除予定保安林の所在場所 吾妻郡長野原町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、大字川原湯字八ッ場1070の1（国有林。次の図に示す部分に限る。）、甲1071（国有林）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 ダム用地とするため

「次の図」は、省略し、その図面を群馬県環境森林部森林保全課及び長野原町役場に備え置いて縦覧に供する。